

徳島市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を公表します。

令和2年6月1日

徳島市監査委員	稲井	博
同	藤原	晃

住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の受付

1 請求書の受付日

令和2年3月31日

2 請求人

市民オンブズマン徳島 代表理事 浜川 健一

省 略

省 略

3 請求の内容

請求人の徳島市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）のうち、請求の趣旨、請求の原因及び別紙1を以下に原文のまま記載する。

なお、別紙2は原文のまま文末に添付し、請求人目録及び事実証明書は省略した。

請 求 の 趣 旨

徳島市長（以下「市長」という。）が、平成30年度前期及び後期に徳島市議会議員に対して交付した政務活動費のうち、別紙1「相手方及び請求金額一覧表」の記載の相手方に対し、「請求金額」欄記載の各金員の返還を請求することを怠る行為は違法であるので、各相手方に対し、同金員について徳島市に返還するよう請求することを求める。

請 求 の 原 因

1 請求人について

市民オンブズマン徳島は、規約において、請求人の団体としての運営方法が定められており、活動目的、活動内容、総会の決議事項、役員を選任方法、及び会計報告などについて明記している。また、構成員の変更にもかかわらず、団体そのものは存続している。現在、代表者は浜川健一である。その他の請求人は徳島市の住民である。

したがって、請求人は、権利能力なき社団である（最判昭和39年10月15日参照）。

別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方は、いずれも、平成30年度に徳島市議会議員であった者である。

2 徳島市議会政務活動費の支出根拠

I 徳島市議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

i 徳島市議会の政務活動費は、実施弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項、第15項、第16項、及びこれに基づ

き制定された「徳島市議会政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）に基づいて交付される。

- ii 法第100条14項は「普通公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる。」旨定めている。

同条第15項では「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」旨定めている。

- iii 条例はこれに基づき、第1条、第2条及び第3条で政務活動費が「徳島市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、議員に対し、4月1日から12月31日まで 63万円、1月1日から3月31日まで 21万円を交付されるものであること。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定める政務活動（議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な議員としての活動）であること（条例第7条）。

交付を受けた議員は、交付対象期間ごとに、当該交付対象期間に交付された政務活動費に係る収支報告書を調整し、領収書等を添付して、当該交付対象期間の翌交付対象期間の初日から30日以内に議長に提出しなければならないこと（条例第8条）。

市長は、議員が各交付対象期間に交付を受けた政務活動費の額から別表に定める政務活動に要する経費として当該各交付対象期間に支出した総額を控除して残余があると認める場合は、当該議員に対し、その返還を求めなければならないこと（条例第9条）。

をそれぞれ定めている。

- iv したがって、徳島市議会の政務活動費は、当該各交付対象期間において支出された議員の調査研究に資するため必要な経費に限って、支出が認められる。

3 平成30年度前期及び後期の政務活動費の交付と精算

徳島市は、前記条例に基づき、平成30年度の前期及び後期の政務活動費として相手方らに金員を交付し、相手方らは、いずれも当該交付対象期間の翌交付対象期間の初日から30日以内までに政務活動費の収支報告をし、残余を徳島市に返還した。

4 項目別の査定基準と査定の結果

上記の一般基準に基づき、請求人が、徳島市議会の各議員が平成30年度前期及び後期の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は、「別紙2査定表」記載のとおりである。

次項以下において、上記の判断にかかる一般的認定根拠を述べる。

i 調査研究費にかかる旅費宿泊費

当該旅行にかかる調査研究そのものが政務活動として適切かどうか、旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、個別の費用が調査研究目的と考えられるかどうか、が問題である。

上記の判定の結果、調査の目的が記載されていないものは認められない。調査の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

上記の一般基準に基づき、徳島市議会議員岡南均（以下、「岡南議員」という。）の別紙2 査定表記載の調査研究費の宿泊費は政務活動費からの支出は認められない。

ii 研修にかかる旅費宿泊費

当該旅行にかかる研修そのものが政務活動として適切かどうか、旅行費用が研修の目的・効果と対比して適切かどうか、個別の費用が研修目的と考えられるかどうか、が問題である。

上記の判定の結果、研修等の目的が記載されていないものは認められない。研修等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

上記の一般基準に基づき、岡南議員の別紙2 査定表記載の研修費の宿泊費は政務活動費からの支出は認められない。

iii 資料購入費

資料購入費は、議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費であり、主な支出は、大別すると、①書籍購入費、②新聞・雑誌購読料、③団体会費、等である。

書籍購入費は、徳島市政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。専ら個人的主張や趣味的関心に属すると認められるものは認められない。

住宅地図は認められない。何故ならば住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり、選挙対策その他の「政務活動以外の政治活動」、私的活動、等の用に供することが主な目的であると判断される。

徳島市議会議員渡邊亜由美、同黒田達哉、同梶原和哉、同藤田真由美、同岸本和代、同土井昭二、同明石和之は住宅地図購入費を政務活動費から支出しているが、全額認められない。

iv 政策プログ更新料、ファクシミリ転送料

プログ及びファクシミリは、政務活動以外の活動にも使用される性質のものなので、案分率50%で案分すべきである。

岡南議員は、政策プログ更新料及びファクシミリ転送料を全額政務活動費から支出しているが、いずれも案分率50%で案分した額を超える支出は許されない。

5 不当利得と返還請求権の行使

- i 以上の結果、別紙査定表「否認額」欄に記載した支出は条例第7条に違反しているの
で、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の各金額の支出は違法
である。
- ii 条例第7条では、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定める政務
活動であること定め、
 - 条例第9条では、市長は、議員が各交付対象期間に交付を受けた政務活動費の額か
ら別表に定める政務活動に要する経費として当該各交付対象期間に支出した総額を控
除して残余があると認める場合は、当該議員に対し、その返還を求めなければならな
いと定めている。
 - この市長の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、当該議員がその
年度において条例第7条に規定する用途基準に従って行った支出の総額を控除して残
余があることを要件として返還請求権が当然に発生し、市長が正当な理由なく請求権
を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実該当することになる。
- iii しかるに、i記載の違法支出額は、条例第7条に規定する用途基準に従ってなされた
支出ではないので、その全額が条例第9条にいう残余にあたる。
- iv したがって、市長が「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各議員に対
して、前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠
る事実該当する。

6 結論

よって、請求人は、徳島市監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に
基づき、事実証明書を添付し、請求の趣旨記載のとおり厳正な措置を請求する。

別紙 1

相手方及び請求金額一覧表

相手方	請求金額 (円)
岡南均	279,528
渡邊亜由美	12,960
黒田達哉	10,260
梶原一哉	2,592
藤田真由美	2,592
岸本和代	2,592
土井昭二	2,592
明石和之	2,592
総計	315,708

4 請求の要件審査

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和2年4月9日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

4人の監査委員のうち、須見矩明監査委員及び中西裕一監査委員は、法第199条の2の規定により除斥となった。

2 住民監査請求の期間制限

本件請求は、徳島市長（以下「市長」という。）が徳島市議会議員（平成30年度当時に徳島市議会議員であった者を含む。以下「議員」という。）に対し交付した平成30年度政務活動費の違法な支出について、市長が正当な理由なく不当利得返還請求権を行使しないことが違法に財産の管理を怠る事実該当するとして、その是正を目的とするものであるが、法第242条第2項本文では、住民監査請求の請求期間について、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定されている。

これについて、昭和62年2月20日最高裁第二小法廷判決は、「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法242条1項の規定による住民監査請求があつた場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基いて発生する実体法上の請求権の不行使をもつて財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあつた日又は終わつた日を基準として同条2項を適用すべきものと解するのが相当である。」と判示している。

徳島市議会の政務活動費については、徳島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年徳島市条例第13号。以下「条例」という。）第3条の規定により、交付対象期間である4月1日から12月31日まで（以下「前期分」という。）と1月1日から3月31日まで（以下「後期分」という。）の区分に応じた各交付対象期間の最初の月に議員に対し交付されている。

政務活動費の交付を受けた議員は、条例第8条第1項の規定により、交付対象期間ごとに、当該交付対象期間に交付された政務活動費に係る収入及び支出を記載した書類（以下「収支報告書」という。）を調製し、これに領収書等（政務活動費を支出した事実を証するに足りる支出目的、支出年月日及び支出金額を記載した領収書その他これに準ずる書面をいう。以下同じ。）を添付して、当該交付対象期間の翌交付対象期間の初日から30日以内に議長に提出しなければならない。また、議長が保存する収支報告書等の公開等については、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1

号)の定めるところによるとされている(条例第14条)。

そして、市長は、条例第9条第1項の規定により、議員が各交付対象期間に交付を受けた政務活動費の額から当該各交付対象期間の初日から末日までの間に支出した総額を控除して残余があると認める場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の交付決定を取り消し、当該議員に対し、その返還を命じなければならないとされている。

このような一連の手続から、政務活動費の返還に関する住民監査請求の請求期限については、政務活動費の交付額が確定し、精算手続が完了した日をもって「当該行為の終わった日」というべきであり、これを平成30年度政務活動費についてみると、前期分は平成31年3月28日付けで、後期分は平成31年3月31日付けで、市長が議員に対し政務活動費交付変更決定通知書及び返納通知書を送付しており、それぞれの日付の時点で、各交付対象期間の政務活動費の交付額が確定し、精算手続が終了しているといえる。

したがって、令和2年3月31日に行われた本件請求のうち、平成30年度前期分の政務活動費の返還に係る部分については、請求期限である1年を経過しているものと解される。

一方、監査請求期間の経過後であっても、法第242条第2項ただし書において「正当な理由があるときは、この限りでない。」とされており、この「正当な理由」の有無については、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」(平成14年9月12日最高裁第一小法廷判決)とされている。

このことについて、本件請求に係る平成30年度前期分の政務活動費の収支報告書等は、その提出期限の翌日である平成31年1月31日以降であれば、情報公開請求により何人にも知り得る状況にあったことから、この時点から約1年2か月を経過して行われた本件請求は、「相当な期間内」になされたとは言い難く、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由により、本件請求のうち、岡南均議員(以下「岡南議員」という。)、渡邊亜由美議員、黒田達哉議員、梶原一哉議員、藤田真由美議員、岸本和代議員、土井昭一議員及び明石和之議員に係る平成30年度前期分の政務活動費の支出に係る部分は、適法な請求であると認められないため、監査対象外とした。

3 監査対象事項

上記2により、本件請求のうち、「市長が交付した平成30年度後期分の政務活動費のうち、別紙2に掲げる岡南議員の各経費の支出が、条例第7条の規定に違反する違法な支出に当たるか、また、市長が同議員に対する不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているかどうか」を監査対象とした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和2年4月27日を期日として証拠の提出及び陳述の機会を設ける旨を通知したが、請求人から陳述を行わない旨の申し出があり、欠席となった。また、新たな証拠の提出はなかった。

5 関係人調査の実施

法第199条第8項の規定に基づき、本件請求に関係する岡南議員に対し、請求人が違法な支出であると主張する政務活動費の各経費について、令和2年4月10日付けで文書により調査照会を行った。

岡南議員からは、同月14日付けの文書により、

- ・平成30年度に交付を受けた政務活動費について、その一部に過誤があったため、収支報告書を訂正した、
- ・これに伴い、市長から当該政務活動費の交付決定額の変更と残余部分の交付決定を取り消す旨の通知があり、取消しとなった額の金員は徳島市に返還した、
- ・このことから、今回の調査対象となった経費については、政務活動費を充当しないものとなったので、本件調査はあたらない

旨の回答があり、訂正した平成30年度政務活動費収支報告書（前期分・後期分）の写し、市長の政務活動費交付変更決定通知書の写し等の提出があった。

6 監査対象部局等

議会事務局を監査対象部局とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、令和2年4月27日に議会事務局長、議会事務局次長兼庶務課長その他関係職員から事情聴取を行った。

7 監査対象部局の説明

(1) 政務活動費について

ア 制度の概要

政務活動費は、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、法及び条例に定めるところにより、徳島市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付しているものであり、その法的性格は、法第232条の2に基づく補助金であるとされている。

法では「会派又は議員」に対し政務活動費を交付することができるとされているが、本市では条例第2条により議員に対し交付している。交付額は、交付対象期間が4月1日から12月31日まで（前期分）が1人あたり63万円、1月1日から3月31日まで（後期分）が1人あたり21万円となっており、各交付対象期間の最初の月に交付する。

政務活動費を充てることができる範囲は、条例別表に定める政務活動、すなわ

ち議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な議員としての活動であり、項目ごとの詳細については別に「政務活動費使途基準」（以下「使途基準」という。）を定めている。

イ 収支報告書等の情報公開

政務活動費に係る収支報告書、領収書等については、徳島市情報公開条例に定めるところにより、非公開情報を除き、公開することとなっている。条例第8条第1項の規定により、政務活動費の交付を受けた議員は、前期分は1月30日、後期分は4月30日までに収支報告書等を議長に提出しなければならないことになっており、それぞれの提出期限以降であれば、情報公開請求が可能である。

平成30年度政務活動費の収支報告書等の提出期限は、前期分は平成31年1月30日、後期分は祝日等の関係から令和元年5月7日であったが、収支報告書等の提出を受けてから議会事務局で内容のチェックを行うため、この時点での内容は確定したものではない。

また、本市ホームページ上においても、議員から提出された収支報告書と事務局が作成した支出一覧表を公開しており、平成30年度政務活動費の前期分は平成31年4月16日、後期分は令和元年6月19日が公開日であった。岡南議員が訂正した収支報告書についても、令和2年4月23日に本市ホームページ上に公開している。

ウ 収支報告書等の審査方法

条例第8条の規定に基づき、議員から議長に収支報告書が提出された場合は、議会事務局において庶務課職員が、使途基準等に基づき、報告書の記載や添付書類に遺漏がないか、政務活動費として支出できない項目が計上されていないか、計数上の誤りはないか等、外形的な確認をしている。また、他都市の判例等を参考に、使途基準に照らして懸念される事案については、個別に議員に説明し、その判断を得ている。

エ 収支報告書等の訂正手続

条例等に収支報告書の訂正（変更）手続に関する規定はないが、訂正した場合は、その収支報告書等を議長に提出することとしている。

岡南議員の収支報告書の訂正については、議員自身が政務活動費の支出を改めて検討した結果、一部に政務活動費を充当しないと判断したために、当初提出した収支報告書に誤りが生じたことから、訂正があったものと受け止めている。今回の訂正は、政務活動費による支出から除外したもので、使途基準にそぐわないといった判断を伴うものではなかったため、議会事務局により収支報告書で減額された支出金額のチェックは行ったが、議員に対し具体的な訂正理由の確認、

調査は行っていない。

オ 使途基準の解釈

(7) 調査研究費及び研修費における宿泊費

使途基準の留意事項に規定されている「宿泊費については、やむを得ない場合を除いて、常識の範囲内とする」ことについて、「常識の範囲内」とは、宿泊料金や利用施設などが一般的な常識に照らして妥当であるかどうか、具体的にいえばグレードの高い部屋や、設備がぜいたくなものは認められないといった意味であると捉えている。また、使途基準に後泊に関する規定はないが、会議後に意見交換等があったなど、議員において、後泊とした理由を説明できることが必要と考えている。

(イ) 資料購入費における書籍等の購入

使途基準の具体例に「政務活動と関連の薄いものは不可（スポーツ新聞、小説、週刊誌、漫画本等）」と規定されているが、一般的に娯楽性のあるものの購入は政務活動費として認められないとしている。政務活動費の書籍購入は裁判でもよく違法性に争いがあり、個別具体的に判断されているが、書籍は限りなく存在するため、全てについて具体例を示すことは難しい。

(2) 本件請求に対する主張について

ア 岡南議員が支出した各経費について

請求人が違法な支出であると主張する別紙2に記載された岡南議員の各経費については、本人が令和2年4月10日付けで政務活動費の収支報告書を訂正し、政務活動費を充当しないものとなったので、現時点では監査対象外であり、同議員に政務活動費の返還を求める部分の請求は、却下するよう求める。

イ その他の議員が支出した住宅地図の購入に係る経費について

住宅地図の購入費は、本市の使途基準において「住宅地図やソフトウェア等、一般的に政務活動以外のものが含まれると考えられるものについては、2分の1を上限として按分する。」と定められており、当該使途基準に沿ったものであることから、政務活動費の支出として問題ないと考えている。

住宅地図への政務活動費の充当は、裁判上でもしばしば争われているが、現時点においては適法であり、全額充当も可能であるとの判断がほぼ固まってきた状況であるといえる。（2分の1の按分を適法とした平成28年10月26日岡山地裁判決、全額充当を適法とした平成26年12月18日奈良地裁判決、平成28年11月10日広島高裁岡山支部判決、同年12月21日東京高裁判決等を参照。）

以上のことから、市長に各議員に対する不当利得返還請求権は発生しておらず、市長が財産の管理を違法に怠る事実は存在しないため、当該各議員に対し政務活動費の返還を求める本件請求は、棄却するよう求める。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 政務活動費の制度概要

ア 法の規定

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。また、同条第16項において、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定されている。

平成24年の法改正により、従来「議会の議員の調査研究」に限定されていた「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動」に拡大されたものである。

イ 本市の条例

本市では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、条例を定め、徳島市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとした（条例第1条）。

ウ 交付対象及び交付額等

政務活動費は、議員に対して交付する（条例第2条）。

交付額は4月1日から12月31日までを63万円、1月1日から3月31日までを21万円（ただし、申請額がそれぞれの額に満たない場合は当該申請額）とし、各交付対象期間の最初の月に交付する（条例第3条）。

エ 政務活動に要する経費

政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例別表に定める政務活動（議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な議員としての活動をいう。）に要する経費とする（条例第7条）。

当該政務活動に要する経費のうち、本件請求の監査対象となる経費に係る項目及び内容は次のとおりである（条例別表）。

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、通信運搬費、交通費、宿泊費等)
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等)
広報費	議員が行う政務活動及び市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙又は報告書印刷費、通信運搬費、会場費等)
資料購入費	議員が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

また、徳島市議会においては、別途、用途基準を策定し、その中で示されている用途の具体例、留意事項等の用途制限等が、実際の運用に当たっての具体的な基準とされており、本市のホームページにおいて公表されている。

オ 収支報告書等の提出

政務活動費の交付を受けた議員は、交付対象期間ごとに収支報告書を調製し、これに領収書等を添付して、当該交付対象期間の翌交付対象期間の初日から30日以内に議長（議長不在等のときは議会事務局長）に提出しなければならない（条例第8条第1項及び第5項）。

議長又は議会事務局長は、収支報告書の提出を受けたときは、当該収支報告書の写しを提出期間の末日から5日以内に市長に送付しなければならない（同条第4項及び第6項）。

カ 政務活動費の返還

市長は、議員が各交付対象期間に交付を受けた政務活動費の額から条例別表に定める政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余があると認める場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の交付決定を取り消し、当該議員に対し、その返還を命じなければならない（条例第9条第1項）。

キ 透明性の確保

議長は、収支報告書等について、必要に応じ調査を行う等により、政務活動費の適正な運用を期するとともに、用途の透明性の確保に努めるものとされており（条例第15条第1項）、議員は、議長による調査に協力するよう努めるものとされている（同条第2項）。

(2) 使途基準

本件請求の監査対象となる経費に係る使途基準（平成30年4月1日現在）の規定内容は、次のとおりであった。

ア 調査研究費

内 容	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、通信運搬費、交通費、宿泊費等)
具体例	○議員が行う視察に要する経費（交通費、宿泊費、通行料、タクシー代、レンタカー代、駐車料金、ガソリン代等） ○視察先への土産代（社会通念上、適正な範囲内の金額とする） ○市の事務、地方行財政等に関する調査を大学や民間調査機関等に委託する場合に要する経費（調査委託費） ×食事代（宿泊費とセットになっている朝食代については、支出可） ×観光、レクリエーション等、私的な旅行に要する経費
留意事項	(1)視察及び調査委託の内容については、徳島市の事務（地方自治体の公益の事務）に関するものとする。 (2)海外視察は、対象外とする。ただし、姉妹都市交流に係る公式行事に参加する場合及び全国市議会議長会海外都市行政調査団に参加する場合は支出可。なお、2分の1を上限として按分する。 (3)交通費については、実費（常識の範囲内）を支出する。 (4)領収書を徴することができない公共交通機関の交通費については、利用日、公共交通機関の名称、区間、金額を記載した支払報告書を作成し、添付する。 (5)宿泊費については、やむを得ない場合を除いて、常識の範囲内とする。 (6)タクシーの利用については、合理的な理由がある場合のみ支出可。乗車日、乗車区間、必要性（公共交通機関の利便性が悪い、タクシーの方が経済的である、緊急を要する等）を領収書等貼付用紙に明記する。 (7)自家用車やレンタカー利用の場合の燃料費は、利用実績（移動区間とそのガソリン代）が明確な場合にのみ支出可。なお、自家用車の場合は、出発時に満タン給油し、領収書等貼付用紙にそのレシートも貼付する。 (8)領収書等貼付用紙には、先進地調査・現地調査の日程・場所等を明記するとともに、調査や視察の成果を記載した調査研究報告書

	<p>を作成し、添付する。</p> <p>〔目的・用務地・日程・調査概要（調査対象、調査項目、調査によって得た知見及び成果等）を記載。名刺・資料等を添付。〕</p> <p>(9) 大学や民間調査機関等に調査委託を行う場合は、具体的な契約内容を記載した調査委託契約書を作成し、その写しを添付する。また、調査委託の結果の概要を記載した調査委託報告書を作成し、添付する。</p> <p>(10) 3親等までの親族を委託先とすることはできない。</p> <p>(11) 視察及び調査委託に伴う関係資料等については、各自が5年間保存する。</p>
--	--

イ 研修費

内 容	<p>議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等)</p>
具体例	<p>○議員が研修会を開催する場合に要する経費 (会場費、機材借り上げ料、講師謝金、交通費、バス借り上げ料、タクシー代、通信費、資料代等)</p> <p>○議員が他の団体が主催する研究会、研修会に参加する場合に要する経費 (参加負担金、交通費、宿泊費等)</p> <p>○活動内容が政務活動に資することが明確な団体に対する会費</p> <p>×食事代（宿泊費とセットになっている朝食代については、支出可）</p> <p>×酒食は不可。ただし、他の団体が主催する研修会等において、あらかじめ意見交換会等が設定されている場合は可。</p> <p>×町内会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費、商店街振興組合・商工会等の会費、宗教団体の年会費、同窓会費、賛助金等</p> <p>×党大会費、党費、党大会賛助会費等</p>
留意事項	<p>(1) 交通費については、実費（常識の範囲内）を支出する。</p> <p>(2) 領収書を徴することができない公共交通機関の交通費については、利用日、公共交通機関の名称、区間、金額を記載した支払報告書を作成し、添付する。</p> <p>(3) 宿泊費については、やむを得ない場合を除いて、常識の範囲内とする。</p>

	<p>(4) タクシーの利用については、合理的な理由がある場合のみ支出可。乗車日、乗車区間、必要性（公共交通機関の利便性が悪い、タクシーの方が経済的である、緊急を要する等）を領収書等貼付用紙に明記する。</p> <p>(5) 自家用車やレンタカー利用の場合の燃料費は、利用実績（移動区間とそのガソリン代）が明確な場合にのみ支出可。なお、自家用車の場合は、出発時に満タン給油し、領収書等貼付用紙にそのレシートも貼付する。</p> <p>(6) 領収書等貼付用紙には、研究会、研修会の開催日・開催場所・日程等を明記するとともに、研究や研修の成果を記載した研修会報告書を作成し、添付する。</p> <p>(7) 団体の会費を支出する場合は、当該団体の活動内容がわかる資料を添付する。</p> <p>(8) 研究会、研修会に伴う関係資料等については、各自が5年間保管する。</p>
--	--

ウ 広報費

内 容	<p>議員が行う政務活動及び市政について住民に報告するために要する経費 （広報紙又は報告書印刷費、通信運搬費、会場費等）</p>
具体例	<p>○広報紙の作成や送付に要する経費（印刷費、送料等）</p> <p>○ホームページの開設に要する経費（ホームページの作成・維持管理費等）</p> <p>○市政報告会等の開催に要する経費（会場費、機材借り上げ料、資料印刷費、送料、茶菓子代等）</p> <p>×年賀葉書、暑中見舞いの葉書代及び印刷代</p> <p>×名刺代</p>
留意事項	<p>(1) 政務活動の成果を広報し得るものでなければならない。単に議員の活動報告だけでは不可。</p> <p>(2) 広報紙、ホームページ開設・運営費等、一般的に政務活動以外のものが含まれると考えられるものについては、2分の1（特に私的活動等政務活動以外の利用が多い場合は3分の1）を上限として按分する。</p> <p>(3) 葉書・切手の購入については、使用目的や内容を明記する。</p> <p>(4) 市政報告会等を開催した場合は、領収書等貼付用紙に開催日・場所等を明記するとともに、市政報告会等の概要を記載した会議等</p>

	<p>報告書を作成し、添付する。また、開催通知や配布資料等印刷物を作成した場合は、完成品（原本）を添付する。</p> <p>(5) 市政報告会等に伴う茶菓子代は、実費（常識の範囲内）とする。</p> <p>(6) 広報紙などの印刷物を作成したときは、領収書等貼付用紙に完成品（原本）を添付する。</p> <p>(7) ホームページの作成業務を民間事業者等に委託する場合は、委託契約書を作成し、その写しを添付する。</p> <p>(8) 3親等までの親族を委託先とすることはできない。</p> <p>(9) 広報に伴う関係資料等については、各自が5年間保管する。</p>
--	--

エ 資料購入費

内 容	議員が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
具体例	<p>○参考図書、定期刊行物、新聞、追録等</p> <p>○ソフトウェア、DVD等</p> <p>○デジタル書籍、通信社等から配信されるデジタル情報等</p> <p>×政務活動と関連の薄いものは不可（スポーツ新聞、小説、週刊誌、漫画本等）</p>
留意事項	<p>(1) 書籍類については、領収書等に書籍名やタイトル名の記載がない場合は、領収書等貼付用紙に補記する。</p> <p>(2) 住宅地図やソフトウェア等、一般的に政務活動以外のものが含まれると考えられるものについては、2分の1（特に私的活動等政務活動以外の利用が多い場合は3分の1）を上限として按分する。</p> <p>(3) 所属政党が発行する日刊紙、機関紙等の購読料は支出不可。</p> <p>(4) 自宅配達の日刊紙購読料については、1紙目は不可とし、2紙目以降の購読料から支出可。なお、領収書等貼付用紙に自宅配達1紙目の新聞名を補記する。</p> <p>(5) 資料購入に伴う関係資料等については、各自が5年間保管する。</p>

オ 政務活動費として支出できない経費

考 え 方	具 体 例
政務活動費は、議員としての活動のすべてに使用できるものではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔・餞別・寸志・病気見舞・年賀状等の交際費的経費 ・党費・党大会参加費、党大会賛助金、党大会参加

<p>議員として行う活動のうち、条例第7条別表に定める政務活動に要する経費以外には使用できない。</p>	<p>旅費等政党活動に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親睦会・レクリエーション等に関する経費 ・後援会活動・選挙運動等に関する経費 ・会派の会費 ・食糧費
--	---

カ 政務活動費の按分について

考 え 方	具 体 例
<p>一般的に政務活動以外のものが含まれると考えられるものについては、2分の1（特に私的活動等政務活動以外の利用が多い場合は3分の1）を上限として按分する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやプリンター、コピー機、デジカメ、携帯電話、タブレット型端末等の購入及び維持管理費 ・携帯電話利用料、インターネット利用料、ホームページ開設・運営費等 ・事務所の家賃、電話代、電気代等 ・人件費 ・住宅地図、広報紙等

(3) 政務活動費に係る事務の専決権者について

条例において市長の事務とされている政務活動費の交付決定及び通知、交付、交付決定の取消し及び返還命令に係る事務については、事務決裁規程（昭和38年訓令第10号）において、徳島市職員として併任された議会事務局長が専決することとされている（事務決裁規程第7条の2及び別表第8）。

(4) 平成30年度後期分の政務活動費の交付手続等について

平成30年度後期分の政務活動費について、議員27人が平成31年1月4日付けで市長に対し政務活動費交付申請書を提出し、市長は、各議員に対し、同日付けで政務活動費の交付決定額を21万円とする政務活動費交付決定通知書を送付し、支出命令を行い、同月15日に支出した。

当該政務活動費の交付を受けた各議員は、収支報告書を令和元年5月1日までにあっては議長、同月2日から7日までの間にあっては議長不在のため議会事務局長に提出し、議会事務局長は、同月8日に収支報告書の写しを市長に送付した。

市長は、当該政務活動費に残余があると認められる議員25人に対し、平成31年3月31日付けで、政務活動費交付変更決定通知書及び返納通知書を送付し、当該残余の額に相当する額の交付決定の取消し及び当該取消し額（交付対象期間内に預金利息が生じた場合はその額を加えた額）の返還を通知した。

(5) 本件請求のうち監査対象となる支出内容について

請求人が条例第7条に違反する違法な支出であると主張する、平成30年度後期の政務活動費のうち、監査対象として特定した支出は、岡南議員が同年度後期分の政務活動費として支出した134,512円のうち44,916円（10件分）であり、その支出内容は次のとおりである。

(単位：円)

科目	月日	内容	支出額
調査研究費	2月5日	①豊中市 視察旅費（宿泊費） 日程 平成31年2月5日～6日 用務地 豊中市（そよ風文庫） 宿泊地 京都市 調査研究事項 「豊中市 子ども文庫」	8,100
調査研究費	2月13日	②株式会社富士通マーケティング 視察旅費（宿泊費） 日程 平成31年2月12日～13日 用務地 大阪市（富士通マーケティング関西営業本部） 宿泊地 大阪市 調査研究事項 「市立図書館と市内小中学校図書館をクラウドサービスで連携」	5,985
研修費	1月12日	③「日本地方自治研究学会関西部会 第113回研究会」参加旅費（宿泊費） 日程 平成31年1月12日～13日 用務地 吹田市（大阪学院大学 正雀キャンパス） 宿泊地 大阪市	7,000
研修費	3月28日	④「フューチャー・デザイン×京都 持続可能な社会のデザイン」参加旅費（宿泊費） 日程 平成31年3月27日～28日 用務地 京都市（TKPガーデンシティ京都） 宿泊地 大阪市	5,985
広報費	1月7日	⑤ファクシミリ転送サービス「フィッツ」利用料（平成31年1月～3月分）の支出額15,000円の2分の1	7,500
資料購入費 （右の書籍）	3月11日	⑥吉田松陰『孫子評註』を読む 日本「兵学研究」の集大成	1,166

購入費)	⑦隔たりと政治－統治と連帯の思想－	3,024
	⑧1冊読み切る読書術	1,620
	⑨FACTFULNESS（ファクトフルネス）10の思い込みを乗り越え、データを基に世界を正しく見る習慣	1,944
	⑩第2版 リーダーシップ論	2,592
合 計		44,916

(6) 岡南議員による平成30年度政務活動費の返還について

平成30年度前期分の政務活動費63万円について、岡南議員が平成31年1月30日付けで議長に提出した収支報告書における支出合計額は857,431円で、残余は生じなかった。後期分の政務活動費21万円について、令和元年5月7日付けで議会事務局長に提出した収支報告書における支出合計額は134,512円で、75,488円の残余を生じたため、これを同月30日に徳島市へ返納し、平成30年度歳出に戻し入れた。

その後、岡南議員は、令和2年4月10日に、平成30年度政務活動費の収支報告書について、前期分の支出合計額を622,617円（訂正前は857,431円）、残額を7,383円（訂正前は0円）に訂正し、後期分の支出合計額を89,596円（訂正前は134,512円）、残額を120,404円（訂正前は75,488円）に訂正したうえで、これを議長に提出した。

当該訂正内容は、岡南議員が政務活動費として当初に計上していた支出から一部経費を除外したものであるが、これは、本件請求において請求人が条例第7条に違反する違法な支出であるとして岡南議員に返還を求めている内容と一致するものであった。

また、議長から訂正後の収支報告書の写しの提出を受けた市長は、岡南議員に対し、同日付けで政務活動費交付変更決定通知書及び納入通知書を送付し、前期分の残額7,383円、後期分の残額44,916円（訂正後の残額120,404円から既に徳島市へ返還された残額75,488円を控除した金額）の交付決定を取り消し、その返還を通知した。これにより岡南議員は、同月14日に徳島市に各残額を納入し、令和2年度歳入（雑入）として収納された。

(7) 本件請求書における記載内容の誤りについて

本件請求書において、議員の氏名である「梶原和哉」は「梶原一哉」、「土井昭二」は「土井昭一」、別紙1のうち岡南議員の請求金額「279,528円」は「279,730円」、総計「315,708円」は「315,910円」、別紙2のうち1ページの調査研究費のNo.1の宿泊地「大阪市」は「京都市」、同2ページのNo.4の宿泊地「京都市」は

「大阪市」、No.7の宿泊地「吹田市」は「大阪市」、同5ページのNo.4の金額及び否認金額「2,284円」は「2,484円」、同11ページのNo.23の金額及び否認金額「927円」は「929円」がそれぞれ正しく、同16ページのNo.37の金額及び否認金額「1,728円」は削除する必要がある、同23ページの否認額の計「110,264円」は「110,466円」が正しいなど、請求人が提出した本件請求書の記載内容に明らかな誤りがあることが確認された。

2 判断

以上の事実関係、関係人調査の結果、監査対象部局の説明及び関係書類等の調査の結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

政務活動費の制度は、平成12年の法改正により政務調査費として制度化されたものであり、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその用途の透明性を確保しようとしたもの」（平成17年11月10日最高裁第一小法廷判決）が、平成24年の法改正により、その名称が「政務活動費」に改められ、「議会の議員の調査研究」に限定されていた交付目的が「議会の議員の調査研究その他の活動」に拡大されたものである。

本市においても、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき条例が制定され、条例第7条において「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定める政務活動（議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な議員としての活動をいう。以下同じ。）に要する経費とする。」と規定し、当該条例別表で調査研究費など10項目の経費を定めている。

また、当該政務活動費を充てることができる経費の内容、具体例及び留意事項の詳細については、運用上のマニュアルとしても位置付けられる用途基準が、議会の各会派の代表で組織される会長幹事長会で決定され、議員に周知されており、その制定の経緯から、議員間の自主的ルールとして一定の規範性を有するものであると考えられる。

以上のことから、議員に対し交付された政務活動費の個々の支出が条例第7条の規定に違反するかどうかの判断に当たっては、一義的には議員の自主的かつ自律的な判断を尊重し、収支報告書、領収書等の客観的な記載内容を基に、政務活動費に関する法及び条例の趣旨並びに用途基準の各項目ごとの規定内容に照らして、当該支出が用途基準に適合するかどうかを基準とするべきである。しかし、用途基準が不明確であるなど、これにより難しい場合には、請求人、関係人等から得られた事実関係資料等も参考に、当該支出の具体的な内容、目的及び効果、政務活動との関連性等を総合的に

考慮し、判例や社会通念に従って判断する必要があると解される。

そこで、これを本件請求についてみると、本監査期間中、岡南議員は、自主的に平成30年度政務活動費の収支報告書を訂正し、当該訂正により生じた政務活動費の残余に相当する金額を徳島市に返還したが、これは、前記第3の1の(6)にあるとおり、本件請求において請求人が違法な支出であるとして返還を求めている内容と一致するものであった。

当該訂正理由については、岡南議員によると、政務活動費の一部に過誤があったとのことであるが、いったん政務活動費として収支報告書に計上した支出から一部経費を除外した理由について詳細な説明は得られなかった。

本件請求がなされた後、同議員が、監査委員による関係人調査に対し、当該支出の必要性や事実関係等について何ら主張することなく、単に過誤を理由として直ちに政務活動費の返還を行うなどの一連の行為は、政務活動費の使途の透明性の確保と市民に対する説明責任の観点からは必ずしも納得できるものであるとは言い難い。

しかしながら、これらのことを踏まえると、監査委員としては、岡南議員に係る平成30年度後期分政務活動費の各支出が使途基準に適合するかどうか、個別具体的な判断を下すことはできない。

また、本件請求は、違法な政務活動費の支出による不当利得の存在が前提であるところ、請求人が同議員に返還を求めている平成30年度後期分の政務活動費44,916円は既に本市へ返還されているため、本市に不当利得による損害は発生していない。

3 結論

以上のことから、市長が議員に交付した平成30年度政務活動費のうち、請求人が返還すべきと主張する岡南議員、渡邊亜由美議員、黒田達哉議員、梶原一哉議員、藤田真由美議員、岸本和代議員、土井昭一議員及び明石和之議員に係る前期分の支出については、監査請求期限を経過しており、不適法な請求であるため、却下する。

また、岡南議員に係る後期分の支出については、既に本市へ返還がなされており、請求人の主張に理由がないと認められるため、棄却する。

4 監査委員の意見

本件請求に対する監査の結果は上記のとおりであるが、次のとおり監査委員の意見を付すものである。

政務活動費については、一部の自治体で会派又は議員の不適切な支出が問題となり、全国的にも住民監査請求や住民訴訟が数多く行われており、その使途に対しては市民の厳しい目線が注がれている。

徳島市議会においても、政務活動費の運用指針となる使途基準を制定し、適宜改正

するとともに、ホームページ上に収支報告書及び支出一覧表を公開するなど、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努められてきたところであるが、本件請求に係る監査では、事後的に収支報告書の訂正及び政務活動費の返還が行われた。

政務活動費は、議員の調査研究その他の広範な活動に資するため必要な経費の一部として交付されており、議員の自主性、自律性を尊重した運用が行われている。一方で、その原資は公金であることから、政務活動費の実際の運用にあっては、議員の自己管理、自己説明責任が強く要請されるものである。

そのため、議員自らは市民に対する説明責任を十分に果たし、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保により一層取り組まれるとともに、議会事務局にあっては、収支報告書等の関係書類について、更なる厳正な審査が行われるよう努められたい。

また、議員にとって政務活動費の適否の判断のよりどころとなる使途基準は、できる限り具体的かつ明確な例示や留意事項を規定することが望ましい。

よって、今後も、社会情勢の変化や他の自治体、判例の動向等に配慮しながら、使途基準の見直しを検討されるとともに、議員への周知徹底が図られるよう要望する。

別紙2

岡南均市議 調査研究費

No.	支出日	支出内容	支出金額	否認金額	宿泊地	否認理由・備考
1	平成31年 2月5日	宿泊費	8,100	8,100	大阪市	「豊中市のこども文庫」の視察 視察日 2月5日 翌6日の視察はない。 視察地は豊中市 * 宿泊する必要はない。
2	2月12日	宿泊費	5,985	5,985	大阪市	株式会社富士通マーケティングを視察 視察日2月12日 調査研究事項「市立図書館と市内 小中学校図書館をクラウドサービスで連携」 視察地は大阪市 翌13日の視察はない。 * 宿泊する必要はない。
調査研究費否認額 計			14,085			

岡南均市議 研修費

No.	支出日	支出内容	支出金額	否認金額	宿泊地	否認理由・備考
1	平成30年 5月22日	宿泊費	6,264	6,264	大阪市	「HRカンファレンス2018-春-大阪」 研修地は大阪市 研修日 5月22日 22日の研修は15:30に終了していて、翌 23日の研修はない。 * 宿泊する必要はない。
2	7月23日	宿泊費 (2泊分)	15,800	7,900	京都市	7月23日「働き方改革へ向けた政府の取り組みとこれから」 24日「変化に挑む 企業経営と人 材戦略 in 大阪」 研修地は大阪 研修日 7月23日～24日 23日の研修時間は不明 7月24日の研修時間 14:00～17:00 翌25日は研修はない。 * 24日の宿泊は必要ない。
3	7月28日	宿泊費	12,800	12,800	京都市	「日本地方自治研究学会 関西支部112研究会」 研修地は大阪市 研修日は7月28日 28日の研修時間は14:30～17:30 翌29日は研修はない。 * 宿泊する必要はない。

4	8月20日	宿泊費	5,985	5,985	京都市	「顧客体験向上の秘訣～新しいカタチで顧客とつながる」研修地は大阪市 研修日は8月20日 研修時間は13:00～16:30 21日は研修はない。 * 宿泊は必要ない。
5	8月24日	宿泊費	7,900	7,900	京都市	「自治体財政を見る眼 地方財政の状況と決算審査のポイント解説」研修地は名古屋市 研修日は8月24日 研修時間は13:30～16:30 * 宿泊する必要はない。
6	10月16日	宿泊費 (2泊分)	16,200	8,100	京都市	10月16日「健やかな未来を創る関西からのアクション」研修地は大阪市 研修時間 13:00～15:40 10月17日「公共施設の老朽化・更新問題をこうして打開せよ！」研修地は吹田市 研修時間 13:30～16:30 18日は研修はない。 * 宿泊する必要はない。
7	平成31年 1月12日	宿泊費	7,000	7,000	吹田市	日本地方自治研究会関西支部会 第113回研究会 開催地は吹田市 研修内容の資料がない ので、研修終了時刻は不明。翌13日の研修はない。 17:06にホテルにチェックインしているので、16:30までには会は終了したと思われる。 * 宿泊の必要はない。
8	3月27日	宿泊費	5,985	5,985	大阪市	「フューチャー・デザイン×京都 持続可能な社会のデザイン」研修地は京都市 研修日は3月27日 研修時間 13:00～16:35 翌28日は研修はない。 * 宿泊する必要はない。
研修費否認額 計			61,934			

岡南均市議 広報費

No.	支出日	支出内容	支出先	金額	否認金額	否認理由・備考
1	平成30年 4月28日	政策ブログ 年間更新料	(有)木川隆志 デザイン 事務所	110,000	55,000	2018年5月～2019年3月分 *「政策ブログ」と称しているが、内容は研修会での講義内容がほとんどで、政策とは無関係であり、全額を政務活動費から支出することは認められない。2分の1の按分とすべきである。
2	平成31年 1月7日	ファクシミリ転送 サービス「フィッ ツ」利用料	(有)セキュリテ 遠藤	15,000	7,500	平成31年1月～3月分 * 転送サービスは、政務活動のみに利用するとは限らないので、全額を政務活動費から支出することは認められない。2分の1の按分とすべきである。
否認金額 計				62,500		

岡南均市議 資料購入費（図書）

No.	購入月日	書名	著者名	金額	否認金額	否認理由・備考
1	平成30年 4月18日	ニューエリート グーグル流・新しい 価値を生み出し世界を変える人たち	ピョートル・ フェリクス・ グジバチ	1,620	1,620	「楽しんで仕事した者勝ち」の世界がやってくる。今の生き方、いつまで続けますか？ 今は、産業革命に匹敵する時代の転換点にある。世界的に起きている価値観の変化、AIの参入や市場の変化を先読みしゼロから1を生み出す人になる考え方、行動の仕方を説く。 *ビジネスに携わる人向けの啓蒙書で、議員活動には関係なく、個人的趣味（経営学の研究）のための本である。
2	4月18日	最強のデータ分析組織 なぜ大阪ガス は成功したのか	河本 薫	1,728	1,728	日本一有名なデータサイエンティストが分析組織の全貌を初公開！ 社内の「便利屋」が最強のチームになるまでの挫折と成功の軌跡。 日経情報ストラテジーが選ぶ「データサイエンティスト・オブ・ザ・イヤー」の初代受賞者である、大阪ガスの河本薫氏による待望の2冊目となる本。 *ビジネスのノウハウを教示する本で、議員活動には関係ない。
3	4月18日	江副浩正	馬場マコト	2,376	2,376	自ら機会を創り出し、機会によって自らを変えよ。なぜ彼にだけ見えたのか。なぜ彼にだけできたのか。そして、なぜ彼は裁かれたのか。 稀代の起業家「江副浩正の仕事と生涯」正伝 江副浩正の実像を明らかにすることが本書の目的である。 *ビジネスに携わる人向けの啓蒙書で、議員活動には関係なく、個人的趣味（経営学の研究）のための本である。

4	4月18日	企業の科学スタートアップサイエンス	田所雅之	2,284	2,284	<p>スタートアップが必ず直面する課題とその解決策を、時系列に整理。</p> <p>失敗を潰せる「科学的な起業」の教科書。</p> <p>あなたの失敗は99%潰せる!</p> <p>日米で複数の起業経験を持つアントレプレナーにしてベンチャー投資の経験もある著者が、自分自身の起業経験、投資経験を踏まえて「科学的な起業」の考え方を時系列でまとめた。これまでの起業での自らの失敗も踏まえ、どうすれば起業の失敗を避けられるのか。</p> <p>*起業のノウハウを教える指南書。議会活動には全く関係ない趣味の本。</p>
5	4月18日	数字は人格—できる人はどんな数字を見て、どこまで数字で判断しているか	小山 昇	1,620	1,620	<p>人を育てる数字・ダメにする数字一挙公開! これまでの常識が今日から「非常識」になる! 「数字は人格」でV字回復! 全国51社の成功事例を完全収録!</p> <p>*企業の経営を指南するビジネス書である。</p> <p>議会活動に関係がない。</p>
6	4月18日	サクッと起業してサクッと売却する就職でもなく自営業でもない新しい働き方	正田 圭	1,620	1,620	<p>本書のテーマは「会社を売却することを前提に起業をする」という斬新な働き方の提案だ。</p> <p>本書は、この一番確実でシンプルなお金儲けである「会社を作って売却する方法」について書かれたはじめての本書を読めば、サクッと起業してサクッと売却することで、自由とお金を手にする人が増えるだろう。</p> <p>*金儲けの方法を教えるビジネス書。</p> <p>個人の趣味の本で、議員活動には全く無関係。</p>

7	4月18日	「3つのF」が価値になる！SNS消費時代のモノの売り方	藤村正宏	1,512	1,512	<p>「どこで買うか」より、「誰から買うか」！ 「つながり」が個人の資産になる！ SNSによって消費が生まれ、SNSのために消費が生まれる</p> <p>そんな「SNS消費」が経済に大きな影響を与える時代です。SNSをあなたのビジネスに最大限活用することを目指すなら、3つのF(家族、友人、フォロワー ・つながりの経済 ・「組織」)より「個」・「売る」より「関係性」・「仕事」より「楽しさ」 これらがキーワードになっていきます。</p> <p>*snsをビジネスに活用するための指南書で、議員活動には関係ない。</p>
8	4月18日	アマゾンが描く2022年の世界 すべての業界を震撼させる「ベゾスの大戦略」	田中道昭	983	983	<p>小売り・流通に変革をもたらしてきたECの巨人・アマゾン。リアル店舗への進出にとどまらず、クラウド、宇宙事業、AIなどの分野へも展開、アマゾンに顧客と利益を奪われることを意味する「アマゾンされる」という言葉が生まれるほどに、勢いを増している。大学教授、上場企業の取締役、コンサルタントという3つの顔を持つ著者が、膨大な資料と独自のメソッドで「アマゾンの大戦略」を読み解く一冊。</p> <p>*ビジネスマンのための啓蒙書。議員活動には関係が無い。</p>
9		複雑な問題が一瞬にシンプルになる 2軸思考	木部智之	1,512	1,512	<p>2本の線を引くだけで思考のスピードが速くなる！ 超シンプルな図解の技術。</p> <p>2本の線を引くだけで、頭がすっきり。 思考のスピードが爆速になる！ 思考の速さを促進する。</p> <p>*思考の速度をあげるための技法を教えるノウハウ本である。</p>

10		ものの見方が変わる 座右の寓話	戸田智弘	1,728	1,728	<p>今 東西語り継がれてきた迷ったときのヒントが見つかる。イソップ物語から中国古典まで仕事に人生に効く“深いイ話” 88</p> <p>本書は自らの仕事や人生についての考えを深めるのにはもちろん、スピーチやプレゼンなどの話の材料としても使えます。</p> <p>*一般社会人のための啓蒙書で、議会活動に直接関与していない。</p>
11	5月10日	ブランドのコラボは何をもたらすか ～午後の紅茶×ポッキーが4年続く理由～	午後の紅茶×ポッキープロジェクト	1,944	1,944	<p>「午後の紅茶」と「ポッキー」。おなじみの2ブランドのコラボレーションは、今年で4回目を迎えます。</p> <p>発売のたびに大ヒットを飛ばすこの企画は、キリンビバレッジ・江崎グリコ・電通の3社が、異業種、クライアント、広告会社、とあらゆる垣根を超えてはじまりました。</p> <p>単発で終わりがちなコラボレーション企画が、なぜ世の中から支持され、継続できているのか。</p> <p>そこには、「ビジネスの神髄」を秘めたコラボの姿がありました。</p> <p>本書では、このコラボのプロジェクトメンバー(20~30代の女性社員のみ)が、これらの秘訣を大公開。</p> <p>プロジェクトの軌跡をたどりながら、ノウハウを凝縮しています。</p> <p>*大ヒット商品の企画づくりのノウハウを指南するビジネス書。議員活動には全く関係ない。</p>

12	5月10日	幸福の経済学—人々を豊かにするものは何か	キャロル・グラハム	2,160	2,160	「幸せ」とは何か？ 人々の幸福度はどのようにして測ることができるのか？ 所得が多いとどれだけ幸せになれるのか？ 世界各国での実証研究を踏まえ、真の豊かさを捉える新しい経済学をわかりやすく解説。 *一般社会人、ビジネスマンのための、幸福論としての経済学を説いた啓蒙書。議員だけに特別必要な本ではない。
13	5月10日	シリアの秘密図書館（瓦礫から取り出した本で図書館を作った人々）	デルフィーヌ・ミヌーイ	1,728	1,728	政府軍に包囲され、爆撃に脅かされる日々のなかでも、人々は図書館を、本を求めた—— 図書館を作り、本に希望を見た人々を描く傑作ノンフィクション。 *個人的趣味の本であり、議員活動とは全く関係がない。
14	6月11日	AI vs. 教科書が読めない子どもたち	新井紀子	1,620	1,620	日本中を揺るがした衝撃の書！ ビジネス書大賞 2019 大賞受賞！ 教育関係者や親たち、ビジネスパーソンから圧倒的支持 【怒濤の受賞ラッシュ！】 【テレビで話題！】 【メディアで書籍紹介、著者インタビュー等多数掲載されました！】 人間が AI に勝つためには「読解力」を磨くしかない。 *一般社会人、特に教育者や親へ向けた啓蒙書。 議員活動には直接関係がない。
15	6月11日	この一言で「YES」を引き出す格上の日本語	山口謡司	1,404	1,404	より信じているのは？…信用 or 信頼 依頼を聞いてもらえるのは？…どうぞ or どうか できるビジネスマンは？…敏腕 or 辣腕 言葉の微妙な違いを使い分ければ、あなたの評価が劇的に上がる！ 一生役立つ「語感力」の磨き方とは？ *一般社会人のための指南書で、特別に議員向けの本とはいえない。

16	6月11日	10年後の仕事図鑑	堀江貴文・落合陽一	1,512	1,512	AIにポジションを取られる前に。動くのは、今だ！ AI(人工知能)、仮想通貨、ILIFESHIFT、ホワイトカラーの終焉……。10年後どこから5年先すら予期できない今、今の仕事、会社、社会、キャリアはどうなるのか。イラスト入りで、50近くの職業の未来を分析 AIでなくなる職業が話題になりましたが、本書では、「消える職業」「生まれる職業」など含め、50近くの職業の未来を紹介。 *一般社会人のための実用啓蒙書。特別に議員向けの本とはいえない。
17	6月11日	公共性（思考のフロンティア）	斎藤純一	1,620	1,620	公共性とは、閉鎖性と同質性を求めない共同性、排除と同化に抗する連帯である。現在さまざまなかたちで提起されている「公共性」の理念は、異質な声に鎖され、他者を排除してはいないだろうか。開かれた公共性への可能性は、どこにあるのだろうか。互いの生を保障しあい、行為や発話を触発しあう民主的な公共性の理念を探る。 *一般社会人のための生き方論。特別に議員向けの本とはいえない。
18	6月11日	日本史の内幕－戦国女性の素顔から幕末・近代の謎まで	磯田道史	907	907	江戸や幕末の民衆の暮らしを史料から細やかに想像し、徳川家康や坂本龍馬といった大人物たちの意外な面を掘り下げ、井伊直虎のようにややマイナーな人物にも光を当てる。天災の記録を現代の災害対策と結びつける、アクチュアルな発言でも知られる。そんな多面的な「磯田歴史学」のエッセンスが、いい意味で学者離れした、滑らかな文章で詰め込まれている。 *一般社会人向けの軽めの歴史書。議員活動とは全く関係がない。

19	6月11日	財政から読みとく日本社会－君たちの未来のために（岩波ジュニア新書）	井出英策	950	950	<p>日本ではなぜ教育にお金がかかるのだろうか、なぜ働く人への社会保障は少ないのだろうか、どうしてこんなに税金がいやなんだろう…、財政のなりたちをわかりやすく解説し、新しい社会への選択肢を考えます。弱者を生まず、誰もが安心してらせる社会をつくるためにできることは？</p> <p>いまを生き、未来を変える君たちへのメッセージ。</p> <p>*若者を対象に社会のなりたちを解説したもので、議員には今更！という本。</p>
20	6月11日	「官僚とマスコミ」は嘘ばかり	高橋洋一	972	972	<p>官僚の「リーク」や「情報操作」……。マスコミの「無知」や「煽り」……。騙されるな！これが国民を操る手口だ。</p> <p>森友問題、加計問題の「真実」から、著者自身の財務省&首相官邸での実体験まで、すべて語る衝撃の書。</p> <p>様々な「ニュース」の裏で、財務省はじめ官庁がどのような仕掛けをするのか、そしてマスコミがいかに間違えるのかを、「森友問題・加計問題」の真相分析や、著者の実体験もふんだんに交えながら紹介。驚愕の「霞が関とマスコミの癒着構造」を明らかにする、衝撃の書。</p> <p>*一般社会人向けの暴露本。議員活動とは無関係である。</p>
21	6月11日	不安の力:不確かさに立ち向かうころ	板野 登	2,916	2,916	<p>不安の時代を生きる私たちは、不安とどのように向きあえばいいのだろうか。本書は不安を身体的なものと同知的なものに分類し、進化論、精神分析、心理学、脳科学といった視点から、不安がどのようにあらわれるを読み解く。そして、不安が目の前の不確かさに対処し、積極的に問題解決に向かう心の機能であることを明らかにする。</p> <p>*一般社会人向けの生き方論。特に議員に必要な本とはいえない。</p>

22	6月11日	日本の国難 2020年からの賃金・雇用・企業	中原圭介	864	864	<p>本書は、2020年の東京オリンピック以降の日本経済や国民生活がどうなっているのかについて、日本の企業や雇用、賃金にスポットをあてながら、冷静に述べたものです。2020年前後から世界経済の大きな流れが変わるなか、少子高齢化が世界でいち早く進む日本は、ITやAIといった技術革新によって本当に国民生活を豊かにできるのか——。経済の常識がはらんだ根本的な誤りも含めて説明していきたいと思います。</p> <p>*一般社会人向けの啓蒙書。市政とは無関係である。</p>
23	7月10日	スポーツ国家アメリカー民主主義と巨大ビジネスのはざままで	鈴木 徹	927	927	<p>エンゼルスの大谷翔平が「四番・DH」でスタメン出場し、MLBを沸かせている。二十三歳の日本人青年をマーベルコミックのヒーローのように扱うメディアも少なくない。だが、私はもはや安易な熱狂に酔うことはできない。開幕直前にアメリカ史の第一人者の手による本書を丹念に読み、胸に刻んだからである。</p> <p>アメリカ型スポーツが誕生した十九世紀終盤からプロレスが大好きなトランプを大統領として担ぎ出した今日までを綴った文章に釘付けになったのは、超大国が抱える諸問題のすべてが列挙されていたせいだ。</p> <p>*スポーツファンに向けた暴露本の類。個人的趣味の本であり、議員活動には関係が無い。</p>
24	7月10日	遅刻してくれて、ありがとう（上）常識が通じない時代の生き方 遅刻してくれて、ありがとう（下）常識が通じない時代の生き方	トーマス・フリードマン	1,944 1,944	1,944 1,944	<p>平均的で普通な人生を送ることが難しくなった「今」という時代を、どう解釈したらいいのか?変化によるダメージを最小限に抑え、革新的技術に対応するにはどうしたらいいのか?</p> <p>*現代人の生き方論。議員活動には直接関係はない。</p>

25	7月10日	未来の年表 人口の減少日本でこれから起きること 未来の年表2 人口の減少日本であなたに起きること	河合雅司	821 907	821 907	<p>少子高齢化や人口減少が人々の暮らしにどのような形で降りかかってくるかを、あなたの生活に即しながら明らかにする。</p> <p>少子高齢化や人口減少で起きることを、家庭、職場、地域社会といったトピックスに分けてカタログ化すれば、さまざまなシーンを「あなた自身の問題」として具体的に置き換えることができる。そしてそれは、10年後、20年後の日本でうまく立ち回っていくための指針となる。</p> <p>*一般社会人向けの生き方論。議員活動には直接関係ない。</p>
26	7月10日	マーケティングとは「組織革命」である。個人も会社も劇的に成長する森岡メソッド	森岡 毅	1,728	1,728	<p>なぜ、日本企業はマーケティングを活かせないのか？ なぜ、あなたの提案は通らないのか？</p> <p>実戦経験を極めた著者が、あなたを成功に導く<組織論></p> <p>【第一部】 組織に熱を込めろ! ~「ヒト」の力を活かす組織づくりの本質~ 【第二部】 社内マーケティングのススメ ~「下」から提案を通す魔法のスキル~</p> <p>*ビジネスマン向けのノウハウ本。議員活動には全く関係ない。</p>
27	7月10日	世界史を動かした脳の病気 偉人たちの脳神経内科	小長谷正明	907	907	<p>11934年、平和国家ドイツがわずか2年でナチス体制になり、そのナチスも急失速して1945年、第二次世界大戦に敗れたのはヒンデンブルクの認知症とヒトラーのパーキンソン病のせいだった？</p> <p>世界の歴史を大きく変えたリーダー変節と、その元凶となった脳の病を徹底解説。</p> <p>*脳科学好きの社会人向けの解説本。 趣味本で、議員活動には関係ない。</p>

28	8月10日	戊辰戦争の新視点 上 世界・政治 戊辰戦争の新視点 下 軍事・民衆	奈倉哲三 他	2,376 2,376	2,376 2,376	<p>条約諸国は内戦の行方と権力の変遷をどのように注視し関わったのか。国際法に従った戦争遂行や政治秩序の再編、大奥の対応、キリスト教政策など、国際的状況下の内戦の姿を照射する。</p> <p>*一般社会人向けの歴史本。 趣味の本で、特に議員活動には関係はない。</p>
29	8月10日	モンテレッジオ 小さな村の旅する本屋の物語	内田 洋子	1,944	1,944	<p>人々にとって、本が遠い存在だった時代 トスカーナの山深き村に、イタリア中に本を届ける人々がいた。</p> <p>イタリアの権威ある書店賞〈露店商賞〉発祥の地がなぜ、トスカーナの山奥にあるのか? その謎を追って、15世紀グーテンベルクの時代から、ルネッサンス、そして現代へ。</p> <p>創成期の本を運び、広めた、名もなき人々の歴史が、今、明らかになる。</p> <p>舞台となった、山深きモンテレッジオ村に居を構え取材した、著者渾身の歴史ノン・フィクション!</p> <p>*一般社会人向けの歴史本。かなりマニアックな趣味の本で、議員活動には全く関係が無い</p>
30	8月10日	古事記及び日本書紀の研究 新書版	津田左右吉	1,188	1,188	<p>邪馬台国は九州にあった……よって九州を起点とする神武天皇の東遷は架空の物語であり、ヤマト朝廷ははじめから大和に存在したのである……そしてその創始者はおそらく崇神天皇であろう」(本文より)</p> <p>戦前において神武天皇の存在を否定したことにより「不敬」「大逆」との非難を浴び、政府に追放されながらも、戦後は皇室擁護の大論陣を張った日本最高峰史家の不屈の歴史書</p> <p>*一般社会人向けの古代史の歴史書。特に議員活動には関係がない。</p>

31	8月10日	世界を変えた14の密約	ジャックペレ ッティ 他	2,376	2,376	私たちの日常生活を根底から変えたのが、政治家や国際事件ではなく役員室やゴルフコースやバーによって秘密裏に交わされた企業による密約(ディール)だったら? イギリスを代表するジャーナリストが世界のタブーを徹底迫及。 *一般社会人向けの暴露本。議員活動に全く関係がない。
32	8月10日	アメリカ本土を爆撃した男 新書版	倉田耕一	972	972	世界でたった一人、米大陸空襲を敢行した藤田信雄海軍中尉の数奇なる運命! アメリカ大統領は自国を空爆した藤田中尉になぜ感謝状とホワイトハウス内の星条旗を贈ったのか? 本書は波乱に満ちた男の人生を見事に描ききったノンフィクションにして、日米戦争という悲劇を乗り越えた人々の友情の記録である。 *歴史好きの人のための近代歴史本。趣味の本としてはかなりマニアックで、議員活動には関係がない。
33	8月10日	逆転の世界史 覇権争奪5000年	玉木俊明	1,728	1,728	世界史を5000年の長さでとらえると、国際的なヘゲモニー(覇権)をめぐる壮大なドラマが見えてくる。EUのような地域統合を先取りした中国を中心とする「先進地域アジア」を、劣悪な環境下にあった後進地域ヨーロッパがなぜ逆転できたのか。そして21世紀、再びアジアがヘゲモニー奪還に挑む構図は、この先どこへ向かうのか。人類の誕生、秦・漢の成立から、大英帝国、アメリカの時代、「一带一路」までの興亡史をコンパクトかつスリリングに説き起こす、かつてない世界史解説書です。 *歴史好きの人のための世界史解説書。 議員活動には全く関係がない。

34	8月10日	スノーデン 日本への警告	エドワード・スノーデン	778	778 携帯はあなたの情報を政府に知らせています。 世界を震撼させた元情報局員がわかりやすく解説する超監視社会の脅威。 二〇一三年六月、これらの事実を暴露したのが元情報局員のスノーデンである。権力が際限のない監視を行い、それが秘密にされるとき、権力の濫用と腐敗が始まる。 本書では、日本人に向け、今起きている深刻な事態や権力を監視するための方途をスノーデンが明快に解説。 *一般社会人向けの警世の書。議員活動には特に関係がない。
35	8月10日	ビッグデータの支配とプライバシー危機	宮下 紘	821	821 知らないと怖いデータ社会。 あなたの個人情報大丈夫？ インターネット技術の発展により、世界中の情報がつながり「ビッグデータ」が形成される今、人々のプライバシーは未曾有の危機にさらされている。民間企業に蓄積された個人情報の大量漏えい、図書館の閲覧記録やネット通信販売で購買した商品の傾向で人物像を読み取られてしまうプロファイリング、マイナンバー制度に個人の情報を統合することで生じるリスクなど、知らないと危ないビッグデータ社会の落とし穴を多数の事例をまじえ紹介。 ビッグデータの専制と支配から自由と尊厳を守るために何が必要なのか？ *一般社会人向けの警告の書。

36	8月10日	最高の結果を出す KPI マネジメント	中尾隆一郎	2,160	2,160	<p>数字でビジネスを最大化し続け売上げ 2 兆円企業となったリクルートグループ。その土台を担ってきたのが「KPI マネジメント」だ。本書は 11 年間にわたりリクルートの KPI 社内講師を務め自らも実践してきた KPI マネジメントのプロフェッショナルが徹底した現場主義の使える KPI マネジメント手法を公開！</p> <p>*ビジネスマンのためのマネジメント論。ビジネス本で、議員活動には特に関係がない。</p>
37	9月10日	おもてなし幻想 デジタル時代の顧客満足と収益の関係	マシュー・ディクソン, ニック・トーマン他	2,160 1,728	2,160 1,728	<p>顧客と長く付き合っていくために必要なサービス・サポートのあり方が、明確になる。</p> <p>*ビジネスマンのための顧客サービス法。議員活動には全く関係がない。</p>
38	9月10日	なぜ倒産 23 社の破綻に学ぶ失敗の法則	帝国データバンク、日経トップリーダー他	1,728	1,728	<p>苦渋の証言から読み解く破綻企業の敗因。大ベストセラー誕生から始まった経営者の迷走。大手に真向勝負を挑んだ新工場、過剰投資に終わる。取材殺到するも内実は…。資金ショートに沈んだベンチャー。人を育てず FC 展開、爆走の末に散った人気チェーン。ビジネスモデルも社員も刻々と老化、力尽きた老舗宝飾店。—こうするよりほかなかったのか？</p> <p>*企業経営にたずさわるビジネスマンが失敗しないための経営指南本。議員活動には関係がない。</p>

39	9月10日	ディズニー、NASAが認めた遊ぶ鉄工所	山本昌作	1,620	1,620	自動車メーカーの孫請だった油まみれの鉄工所は、様々な試行錯誤の結果、今や、「多品種単品のアルミ加工メーカー」に脱皮しました。毎日同じ製品を大量生産していた町工場は、「24時間無人加工の夢工場」へと変身。今のヒルトップは、油まみれで働く社員は、ひとりもいません。ヒルトップのビジネスモデルは、従来のものづくりとは一線を画しています。 *新しい工場経営のビジネスモデルを紹介した指南本。趣味の本であり、議員活動とは無関係の本。
40	9月10日	さよなら、インターネット—GDPRはネットとデータをどう変えるのか	武邑 光裕	2,160	2,160	個人情報を取捨するシリコンバレーにつぎつけた、EUからの「最後通告」。デジタル広告、ゲーム、IoT…あらゆるビジネスが変化を余儀なくされる GDPR(一般データ保護規則)のもたらす衝撃と、そこからはじまる新しい社会のかたちを探る。 *一般社会人のためのインターネット論。議員活動には関係がない。
41	9月10日	大正=歴史の踊り場とは何か 現代の起点を探る	鷺田清一 他	1,836	1,836	大正時代、都市化の進行や人々の意識の変化は、明治に始まった「官製の近代化」とは質の違う近代を歩み始めたのではないか。新しい社会・思想の源があったのではないか。「震災」「民生」「学区」「趣味」「娯楽」「サラリーマン」「職業婦人」「専業主婦」「地方(ぢかた)」「自由」など、この時代の言葉に着目、その発生や流行の社会状況を立ち上げらせながら、現代の社会や暮らし方の起点となった時代を読み解く。 *一般社会人のための「大正時代」の文化論であり、文明批評。議員活動には関係がない。

42	9月10日	一外交官の見た明治維新<上> 一外交官の見た明治維新<下>	アーネストサ トウ 著	907 907	907 907	<p>風雲急をつげる幕末・維新の政情の中で、生麦事件等の血腥い事件や条約勅許問題等の困難な紛争を身をもって体験したイギリスの青年外交官アーネスト・サトウ(1843 - 1929)の回想録。</p> <p>二度まで実戦に参加して砲煙弾雨の中をくぐり、攘夷の白刃にねらわれて危うく難をまぬかれたサトウの体験記は、歴史の地膚をじかに感じさせる維新史の貴重な史料。</p> <p>*歴史好きの人のための歴史書。明治維新史の中の一つの体験記であり、議員活動とは関係がない。</p>
43	9月10日	ビットコインはチグリス川を漂うーマ ネーテクノロジーの未来史	ディヴィッド ・バーチ	3,672	3,672	<p>お金の誕生から現在までをたどり、いま起きつつある本質的変貌を描き出す。テクノロジーはマネーをモノから情報へと変えつつある。スマートカード、スマホ、ビットコインなどだ。これらのテクノロジーはわれわれをどこに連れて行くのだろうか？最先端のマネーテクノロジーに精通したコンサルタントによる、歴史から近未来を予知する書。</p> <p>*一般社会人のためのマネー近未来論。議員活動には関係がない。</p>
44	9月10日	見える学力、見えない学力	岸本 裕史	594	594	<p>勉強ができる、できない、成長する意欲の有無の原因はなんのでしょうか。読む能力、書く能力、計算する能力はどの子も必要な基礎学力の3つの源泉であり、日常の生活と深いかわりをもっています。この3つの能力を、しっかりした自律性と他人への思いやり・愛情とともに、確実に育てていく手がかりは、楽しい家庭教育の世界に豊かに秘められています。どの子にも、自信と誇りをもって自立して生きてほしいと願う、すべての親と教師に、本書は恰好の案内書となるでしょう。</p> <p>*親向けの教育本。親の立場で購入された書籍であり、議員活動には関係がない。</p>

45	10月10日	最新プラットフォーム戦略—マッチメイカー	D. S. エヴァンス 他	3,846	3,846	<p>本書ではアマゾン、グーグル、マイクロソフト、アリババ、フェイスブック、ツイッターなどのおなじみの有名企業から、日本ではあまり紹介されていないショッピングモール、オープンテーブル、Mペサ、フリートカード、アップルペイ、ブライトコーブ、ネットフリックスほか数多くのプラットフォーム企業の成功事例や失敗事例を紹介。世界を支配する経営戦略であるプラットフォーム戦略を、どのように構築すべきなのかについて解説する。</p> <p>*企業経営者のための指南本。議員活動には全く関係ない。</p>
46	10月10日	the four GAFA 四騎士が創り変えた世界	スコット・ギャロウェイ	1,944	1,944	<p>Google, Apple, Amazon. 世界の覇者 GAFA。彼らは世界をどう作り替えたのか。私たちはそこでどう生き残ればいいのか。激変を予言した著名教授が断言する、次の10年を支配するルールとは。</p> <p>*ビジネスマンのための啓蒙書。議員活動には全く関係がない。</p>
47	10月10日	子供の成績を「伸ばす親」と「伸ばせない親」の習慣	安村 知倫	1,620	1,620	<p>「うちの子の成績を上げたい!」という親御さん向けに、効果的な勉強方法を教える本です。あまり効果がない勉強法と対比させながら教えます。</p> <p>*親に向けた子どもの勉強法を教える本。議員活動のためではなく、親の立場で購入された本であろう。</p>
48	11月12日	情念の政治経済学<新装版>	アルバート・O. ハーシュマン	2,160	2,160	<p>〈情念〉の否定と抑圧に忙しい17世紀の思想界に〈利益〉という新しいパラダイムが登場するや、利欲をして諸情念を調教せしめ、もって社会の安寧をはかろうとの志向が高まる。啓蒙期の論争を辿って、M.ウエーバーとは異なる角度から資本主義のエートスを発掘する。</p> <p>*題名のとおり政治経済学の理論書。議員活動には全く関係ない。</p>

49	11月12日	正解のない難問を解決に導くバックキャスト思考-21世紀型ビジネスに不可欠な発想法	石田 秀輝	1,728	1,728	<p>わたしたちがいま直面している問題の多くが、通常の思考法（フォーキャスト思考=今日を原点として将来を考える思考法）では、解を導き出せない。「正解のない難問」に画期的な解が出せる新しい思考法「バックキャスト思考」を正しく、わかりやすく解説する。</p> <p>*一般社会人に向けて書かれた思考法の教授本。教養書の類であり、議員活動に直接関係あるとはいえない。</p>
50	11月12日	<p>ホモ・デウス上：テクノロジーとサピエンスの未来</p> <p>ホモ・デウス下：テクノロジーとサピエンスの未来</p>	ユヴァル・ノア・ハラリ	2,052	2,052	<p>上巻</p> <p>人類は最悪の敵であり続けた飢饉と疫病、戦争を克服しつつある。今後、我々は不死と幸福、神性の獲得を目指し、ホモ・サピエンスをホモ・デウスへとアップグレードする。そのとき世界はどうなるのか？人類がどこへ向かうのかを、かつてないスケールで描く。</p> <p>下巻</p> <p>生物はただのアルゴリズムであり、コンピューターがあなたのすべてを把握する。生物工学と情報工学の発達によって、資本主義や民主主義、自由主義は崩壊していく。人類はどこへ向かうのか？人類の新たな運命を想像することを可能にする1冊。</p> <p>*一般社会人のための教養書。議員活動に直接関係あるとはいえない。</p>

51	11月12日	小売再生ーリアル店舗はメディアになる	ダグ・ステイ ーブンス	1,944	1,944	アマゾンー強時代のサバイバル小売論 リアル小売不振の元凶とされるアマゾンだが、アメリカでも小売全体におけるアマゾンの売上げは1割に満たない。消費者に「ワクワク」「わたしだけ」「期待以上」を届けるためのイノベーションの起こし方とは？ *小売業の経営戦略を教授する本。ビジネスマン向けの本で、議員活動には全く関係がない。
52	11月12日	「みんなの意見」は案外正しい	ジェームズ・ スロウィッキ ー	802	802	スペースシャトルの墜落事故原因を誰よりも早く察知したのは、株式市場だった…。一握りの権力者たちが牛耳るシステムの終焉を高らかに謳い、来るべき社会を動かす多様性の底力を鮮やかに描き出す全米ベストセラー。 *一般社会人向けの啓蒙書。議員活動に直接関係あるとはいえない。
53	11月12日	一度読んだら絶対に忘れない世界史の教科書 公立高校教師 youtuber が書いた	山崎圭一	1,620	1,620	【画期的な歴史入門書と話題沸騰! 16万5千部突破!】 youtube で話題!現役公立高校教師としては初めて、Youtube に世界史の授業動画を公開し、たちまち、大学受験生や社会人、教育関係者から「神授業!」として話題沸騰の現役・公立高校教師が書いた“新感覚”の世界史の教科書! *世界史の教科書であり、議員活動に関係があるとは考えられない。
54	11月12日	近江商人の哲学「たねや」に学ぶ商いの基本	山本 昌仁	929	929	和菓子業界が縮小する中で、なぜたねやグループは右肩上がりの商売繁盛を続ける。 成功の裏には、近江商人の商売道を現代に昇華させた著者・山本昌仁の哲学がある。現代の近江商人が説く、地方での商売繁盛のためのヒント。 *商売繁盛の指南本で議員活動には全く関係がない。

55	11月12日	文字と組織の世界史：新しい「比較文明史」のスケッチ	鈴木 董	2,160	2,160	中国・インドが近未来の2大経済大国となりつつある今、世界は「西欧の世紀」から再び「アジアの世紀」を迎えるのか？諸文明を「文字世界」として可視化し、歴史上の巨大帝国を「支配組織」の比較優位で捉え直す「比較文明史」の試み。 *書名のとおり「比較文明史」の本で、社会人として教養本の範疇であり、議員活動とは関係がない。
56	平成31年 3月11日	吉田松陰『孫子評註』を読む、日本「兵学研究」の集大成	森田吉彦	1,166	1,166	吉田松陰が晩年に松下村塾で講義し、遺したのが『孫子評註』である。 江戸期の孫子研究を集大成した、吉田松陰の真の主著を読解。本当の『孫子』の読み方から明治維新への影響まで、すべて判明する。 *一部の「兵法」趣味人のための本。議員活動とは全く関係がない。
57	3月11日	隔たりと政治——統治と連帯の思想	重田園江	3,024	3,024	大学改革における統治性と行政について 協同組合というプロジェクト 現代社会における排除と分断 連帯の哲学 ナウシカとニヒリズム 暴力・テロル・情念 なぜ政治思想を研究するのか 天空の城、リヴァイアサン 『リヴァイアサン』の想像力人間は孤独だが、ひとりきりでは生きていけない。 規律社会の統治のテクノロジーを鋭く読み解きながら、紛争や暴力を治め、分断に抗う連帯の可能性を構想する試み。 *一般社会人向けの啓蒙本。議員活動には直接関係がない。

58	3月11日	1冊を読み切る読書術	齋藤 孝	1,620	1,620	<p>どうしたら1冊読み切れるようになるのか?</p> <p>著者は明治大学の教職課程で教えていますが、教師志望といえども、読書に苦手意識を持つ学生はいます。</p> <p>小中学生も、やはり読書に苦手意識を持つ子は少なくありません。でも、著者ならではの読書の楽しみ方を教えると「えっ、そんな方法もあるのか」「それならできそう!」という感じで、読書への苦手意識が薄まっていきます。</p> <p>*小中学生から社会人までに向けて「読書術」を教える指南本。議員活動に直接的には関係がない。</p>
59	3月11日	FACTFULNESS(ファクトフルネス) 10の思い込みを乗り越え、データを基 に世界を正しく見る習慣	ハンス・ロス リング 他	1,944	1,944	<p>教育、貧困、環境、エネルギー、医療、人口問題などをテーマに、世界の正しい見方をわかりやすく紹介</p> <p>本書では世界の本当の姿を知るために、教育、貧困、環境、エネルギー、人口など幅広い分野を取り上げている。いずれも最新の統計データを紹介しながら、世界の正しい見方を紹介している。</p> <p>*社会人向けの「ものの見方」の啓蒙書。議員活動には直接関係がない。</p>
60	3月11日	第2版 リーダーシップ論	ジョン・P・コ ッター	2,592	2,592	<p>『ハーバード・ビジネス・レビュー』に発表した全論文を収録したアンソロジー。1999年出版の旧版に新たなコンテンツを加えた改訂新訳版。「リーダーシップとマネジメントの違い」「変革の進め方」など、著者の長年の研究成果が、この1冊で理解できる。</p> <p>*ビジネスマン向けの教養書。議員活動には直接関係がない。</p>
				否認額 計	110,264	

岡南均市議 資料購入費（定期購読ネット配信・雑誌）

No.	購入月日	記事・雑誌名	金額	否認金額	否認理由・備考
1	平成30年 4月5日	田中 宇プラス (年間購読料)	6,095	6,095	<p>会員制の有料配信記事 2018年4月20日～2019年4月30日</p> <p>フリーの国際情勢解説者、田中 宇（たなか・さかい）が、独自の視点で世界を斬る時事問題の分析記事。新聞やテレビを見ても分からないニュースの背景を説明します。無料配信記事ともっといろいろ詳しく知りたい人のための会員制の配信記事「田中宇プラス」（購読料は6カ月で3000円）がある。</p> <p>田中 宇＝日本のジャーナリスト、評論家。有限会社田中ニュース代表取締役</p> <p>*議員活動のためではなく、時事問題に深い関心をもつ岡南氏の個人的な趣味のために購入しているものとみなされる。</p>
2	6月20日	ASAKURA 経済レポート	20,736	20,736	<p>平成30年8月～平成31年3月分</p> <p>「株式投資・経済情報なら ASK1」 経済アナリスト朝倉慶の情報配信 仕事に活かせる、投資に活かせる情報満載。世界の政治、経済の流れを朝倉慶独自の視点により分かりやすく解説。マスメディアには公開されない 真の情報をお届け。</p> <p>*ビジネスや投資に活かせる経済情報を配信しているもの。</p> <p>議員活動とは全く関係がない。</p>
3	11月10日	月刊 Hanada	3,914	3,914	<p>平成30年11月～平成31年3月分</p> <p>『月刊 WiLL』の前編集長花田紀凱と編集部員 DTP 担当を迎え 2016年4月に創刊したオピニオン誌。「総力大特集から強力連載まで大納得の読み応えです。スクープも含め、次々と問題を提起し、21世紀の雑誌界をリードする月刊誌を21世紀の雑誌界をリードする月刊誌を目指します。おもしろくて、ためになる。そして「大人の常識」を！」と宣伝。</p> <p>2019年の主な記事―〈朝日新聞は反社会的組織〉〈韓国という病〉〈文在寅という病〉</p> <p>*岡南氏の思想的傾向に合致した趣味的雑誌であり、議員活動とは無関係。</p>
否認額 計			30,745		

渡邊亜由美市議 資料購入費

支出日	支出内容	支払先	支出金額	否認金額	否認理由・備考
平成30年 11月14日	徳島市 住宅地図	株式会社 ゼンリン	25,920	12,960	主に選挙対策、個別訪問、私的活動に使用するものである。 * 全額否認
否認額計				12,960	

黒田達哉市議 資料購入費

支出日	支出内容	支払先	支出金額	否認金額	否認理由・備考
平成30年 7月6日	住宅地図	株式会社 平惣	20,520	10,260	主に選挙対策、個別訪問、私的活動に使用するものである。 * 全額否認
否認額計				10,260	

梶原一哉市議 資料購入費

支出日	支出内容	支払先	支出金額	否認金額	否認理由・備考
平成30年 5月9日	控え室用 住宅地図	小山助学 館本店	25,920	2,592	主に選挙対策、個別訪問、私的活動に使用するものである。 * 全額否認
否認額計				2,592	

藤田真由美市議 資料購入費

支出日	支出内容	支払先	支出金額	否認金額	否認理由・備考
平成30年 5月9日	控え室用 住宅地図	小山助学 館本店	25,920	2,592	主に選挙対策、個別訪問、私的活動に使用するものである。 * 全額否認
否認額計				2,592	

岸本和代市議 資料購入費

支出日	支出内容	支払先	支出金額	否認金額	否認理由・備考
平成30年 5月9日	控え室用 住宅地図	小山助学 館本店	25,920	2,592	主に選挙対策、個別訪問、私的活動に使用するものである。 * 全額否認
否認額計				2,592	

土井昭二市議 資料購入費

支出日	支出内容	支払先	支出金額	否認金額	否認理由・備考
平成30年 5月9日	控え室用 住宅地図	小山助学 館本店	25,920	2,592	主に選挙対策、個別訪問、私的活動に使用するものである。 * 全額否認
否認額計				2,592	

明石和之市議 資料購入費

支出日	支出内容	支払先	支出金額	否認金額	否認理由・備考
平成30年 5月9日	控え室用 住宅地図	小山助学 館本店	25,920	2,592	主に選挙対策、個別訪問、私的活動に使用するものである。 * 全額否認
否認金額計				2,592	